

～温度帯改正について～

○経緯

近年、冷蔵倉庫業界において、冷凍食品の保管量の増加や電力料金の高騰等の環境の変化が生じているところ、過冷却を抑制し、環境負荷の低減を図る観点から、従来の温度帯区分を細分化し、より適正な取引を促す必要があることから、倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示について所要の改正を行い、令和5年12月28日に公布しました。

○改正内容(移行表)

倉庫業法施行規則 温度帯改正

		10	-2	-10	-20	-30	-40	-50			
旧 温度 帯	入庫品温	15 (C2&C3)	-5 (C1)	-10 (F1)	-20 (F2)	-30 (F3)	-40 (F4)				
		C3	C2	C1	F1	F2	F3	F4			
	設計庫内温度	0	-6	-15	-25	-35	-45	-55			
新 温度 帯		0	-6	-14	-21	-27	-32.5	-37.5	-42.5	-47.5	-55
		C3	C2	C1	F1	F2	F3	SF1	SF2	SF3	SF4
	入庫品温	15 (C2&C3)	-5 (C1)	-10 (F1)	-18 (F2)	-25 (F3)	-30 (SF1)	-35 (SF2)	-40 (SF3&SF4)		
		10	-2	-10	-18	-24	-30	-35	-40	-45	-50

○倉庫業管理システムでの管理

旧	新
F 1	F 2
F 2	SF 1
F 3	SF 3
F 4	SF 4

※旧C 1において、新F 1に跨る温度については、原則新C 1として取り扱うこととする。（新F 1として運用する場合は、再審査が必要）

○改正内容

1. 料金等の掲示について

※原則、掲示する内容は、従来と変更ありません。

(1) 倉庫業者の料金等の掲示方法

(改正後の規則第7条の2)

法第9条の規定に基づく料金等の掲示については、以下の方法の両方により掲示等を行うこととする。

- ・ 営業所における掲示
- ・ 自社ウェブサイトへの掲載

(2) 自社ウェブサイトへの掲載の適用除外対象(改正後の規則第7条の3)

一律にインターネットによる掲示を義務付けることとした場合に零細事業者等に過度な負担が及び得ることを踏まえ、次のいずれかに該当する場合、自社ウェブサイトへの掲載は要さないこととする。

- ・ 倉庫業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
- ・ 倉庫業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

○よくあるご質問について

【問1】「倉庫業に常時使用する従業員」には事務員を含みますか。また、別の事業にのみ携わる従業員は含みますか。

【回答】事務員を含みますが、倉庫業以外にのみ携わる従業員は含みません。

【問2】「倉庫業に常時使用する従業員」には派遣従業員、アルバイトなどの非正規職員を含みますか。

【回答】労働基準法第20条に定める「解雇の予告を必要とする労働者」に該当する場合に含みます。

【問3】グループ会社の親会社がウェブサイト进行管理しており、子会社である弊社では管理していません。ウェブサイトへの掲載は必要ですか。

【回答】倉庫業者自身がウェブサイト进行管理していなければ、掲載の義務はありません。ただし、親会社のウェブサイト
に倉庫業専用のページがありましたら、掲載が望ましいです。